

農林水産物及び食品の輸出に係る岩手県の対応窓口一覧

分類	輸出先国	対応状況	部署名	電話番号
【輸出証明書発行】 畜産物（その加工品を含む。以下同じ。） に添付される衛生証明書	アラブ首長国連邦	○	環境生活部県民くらしの安全課	019-629-5323
	アルゼンチン	○		
	アルメニア	○		
	インドネシア	○		
	ウルグアイ	○		
	英国・欧州連合・スイス・ノルウェー・リヒテンシュタイン	○		
	オーストラリア	○		
	カザフスタン・キルギス・ベラルーシ・ロシア	○		
	カタール	○		
	シンガポール	○		
	タイ	○		
	台湾	○		
	中華人民共和国	○		
	ニュージーランド	○		
	バレーン	○		
	フィリピン	○		
	ブラジル	○		
	ベトナム	○		
	香港	○		
	マカオ	○		
マレーシア	○			
ミャンマー	○			
メキシコ	○			
【輸出証明書発行】 水産物（その加工品を含む。以下同じ。） のうち水産食品（活魚を含む。）に添付さ れる衛生証明書	インド	○	*左記「○」部分（活魚を除く。 シンガポールはフグに限る） 環境生活部県民くらしの安全課	019-629-5270
	英国・欧州連合・スイス・ノルウェー	○*		
	シンガポール	○*		
	台湾			
	中華人民共和国			
	ニュージーランド			
	ブラジル			
	ベトナム	○*		
	香港			
	マレーシア	○		
メキシコ				
【輸出証明書発行】 水産物のうち水産動物に添付される衛生証 明書	アメリカ合衆国・アラブ首長国連邦・イスラエル・インド・ インドネシア・ウクライナ・英国・欧州連合・カタール・カ ンボジア・スイス・スリランカ・シンガポール・タイ・トル コ・ナイジェリア・ノルウェー・フィリピン・ブルネイダル サラーム・ベトナム・ペルー・マレーシア・南アフリカ共和 国・ミャンマー、モーリシャス・モロッコ		農林水産部水産振興課	019-629-5818
	カナダ	○		
	大韓民国			
	台湾	○		
【輸出証明書発行】 農林水産物又は食品（酒類又はたばこを除 く）に添付される放射線物質検査証明書等	英国・欧州連合		*台湾向け（農林水産物） 農林水産部流通課	019-629-5736
	シンガポール			
	大韓民国		*台湾向け（加工食品 ※システム の審査・発行機関の対策等） 商工労働観光部産業経済交流課	019-629-5534
	台湾	○		
中華人民共和国				
【輸出証明書発行】 漁獲証明書等	中華人民共和国			
	ICCAT（大西洋まぐろ類保存国際委員会）、IOTC（インド洋 まぐろ類委員会）若しくはIATTC（全米熱帯まぐろ類委員 会）の加盟国			
【区域指定】 二枚貝等に係る海域指定	欧州連合			
【適合施設の設定】 農産物（その加工品を含む。以下同じ。） に係る適合施設の設定	タイ	○	農林水産部流通課	019-629-5736
【適合施設の設定】 畜産物に係る適合施設の設定	アラブ首長国連邦	○	環境生活部県民くらしの安全課	019-629-5323
	インドネシア	○		
	欧州連合	○		
	カタール	○		
	シンガポール	○		
	タイ	○		
	大韓民国	○		
	バレーン	○		
	フィリピン	○		
	ベトナム	○		
	香港	○		
	マカオ	○		
	マレーシア	○		
ミャンマー	○			
【適合施設の設定】 水産物に係る適合施設の設定	アメリカ合衆国	○	*左記「○」部分 環境生活部県民くらしの安全課	019-629-5270
	インド			
	欧州連合	○*		
	中華人民共和国			
	ベトナム	*	*左記「※」部分 欧州連合向け（冷凍船）／ベトナム 向け（水産食品最終加工施設） 農林水産部水産振興課	019-629-5817

* 「対応状況」欄が空欄の輸出証明書については、地方農政局等の対応となります。